

仙台市安全安心街づくり推進会議 平成 25 年度第 1 回会議 議事録

開催日時	平成 25 年 5 月 13 日 (月) 14:00~15:30
開催場所	仙台市役所本庁舎 2 階 第四委員会室 (仙台市青葉区国分町三丁目 7 番 1 号)
出席委員	境田孝子委員、佐藤俊明委員、渋谷セツコ委員、菅原敏彦委員、沼田一夫委員、松沢等委員、水澤亜紀子委員、宮原博通委員、山口哲男委員、山本右子委員、吉田信子委員〔11名〕
欠席委員	佐藤重子委員〔1名〕
事務局	渡邊晃市民局長、加藤邦治地域政策部長、高橋克彦地域政策部参事、小林弘美地域政策部参事兼市民生活課長、志賀琢教育局教育相談課主幹、氏家勝之市民生活課主幹、竹森大市民生活課市民生活係長、市民生活課担当者 2 名
議 事	1 開会 2 議事 (1) 今後の仙台市安全安心街づくり推進会議の進め方について (2) 「(仮称) 仙台市暴力団排除条例」の素案について (3) その他 3 その他 4 閉会
配布資料	資料 1 今後の仙台市安全安心街づくり推進会議の進め方について 資料 2 「(仮称) 仙台市暴力団排除条例」の制定について 資料 3 「(仮称) 仙台市暴力団排除条例」に盛り込むべき事項について 資料 4 「(仮称) 仙台市暴力団排除条例」と宮城県暴力団排除条例との比較表

1 開会

○竹森市民生活係長

皆様本日はお忙しいところご出席いただきありがとうございます。定刻となりましたので、只今から、平成 25 年度第 1 回仙台市安全安心街づくり推進会議を開催いたします。

始めに「仙台市安全安心街づくり推進会議の組織及び運営に関する規則」第 4 条の規定において、「推進会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない」としてありますが、本日は委員の過半数にご出席いただいておりますので、会議を開催できる旨ご報告させていただきます。

続きまして、市民局長の渡邊よりご挨拶を申し上げます。

2 あいさつ

○渡邊市民局長

本日は大変お忙しい中、「平成 25 年度第 1 回仙台市安全安心街づくり推進会議」

にご出席をいただき誠にありがとうございます。

私は、この4月から市民局長を務めさせていただいております渡邊と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

新年度から、事務局の顔ぶれも変わり、また、市民生活課の所属も、昨年までの市民協働推進部から地域政策部に変更になっております。

今年度は、このような事務局体制で進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

例年ですと、この会議は9月頃に開催させていただいておりましたが、今年度は、安全安心街づくりに関して、委員の皆様にご検討いただきたい事項がいくつかございまして、第1回目の会議を5月という例年よりも少し早い時期に開催させていただくこととなりました。

本日の議題は、現在、仙台市において制定の準備を進めております「暴力団排除条例」に関するものとなっております。

詳細につきましては、後ほど事務局よりご説明させていただきますが、特に、東日本大震災以降、暴力団関係者が復興関連の事業に不当に介入してくるといった懸念もございまして、今年度の早い時期に制定できるよう、只今準備を進めている状況でございます。

本条例の制定に関しまして、安全安心の推進の観点から委員の皆様よりいろいろなご意見を頂戴できればと考えております。

また、市民の皆様が、安全で安心して暮らせる街を実現していくため、基本計画の目標にございまして、「市民一人ひとりの防犯力の向上」「互いに協力し支え合う地域力の高い防犯の街づくり」「犯罪をつくりださない環境」をめざし、引き続き各種施策を展開してまいります。

委員の皆様には引き続き推進会議の運営にご理解とご協力をお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。

○竹森市民生活係長

なお、市民局長は、このあと予定がございまして、ここで退席させていただきます。

4 委員紹介

○竹森市民生活係長

それでは、委員の皆様をここでご紹介させていただきます。

本日は、時間の都合上、お名前のみご紹介させていただきます。

宮原博通会長でございます。

境田孝子副会長でございます。

佐藤俊明委員でございます。

渋谷セツコ委員でございます。

菅原敏彦委員でございます。

沼田一夫委員でございます。

なお、沼田委員につきましては、前任の大久保妙委員の退職に伴いまして、4月

17日より委員にご就任いただいております。

松沢等委員でございます。

水澤亜紀子委員でございます。

山本右子委員でございます。

吉田信子委員でございます。

以上でございます。

5 事務局紹介

○竹森市民生活係長

続きまして、事務局であります仙台市職員を紹介いたします。

市民局地域政策部長の加藤邦治でございます。

同じく地域政策部参事の高橋克彦でございます。

同じく地域政策部参事で市民生活課長兼務の小林弘美でございます。

教育局学校教育部教育相談課主幹の志賀琢でございます。

市民局市民生活課主幹の氏家勝之でございます。

同じく私は、市民生活課市民生活係長の竹森でございます。

よろしく願いいたします。

議事に入ります前に、本日の資料の確認をさせていただきます。

皆様のお手元に、次第、委員名簿、右肩に資料番号を振っております資料 1～4までを配布させていただいております。参考資料につきましては、事前に事務局のほうから配布させていただいておりますが、本日お持ちでない方、資料がすべてそろっていない方は、事務局から配付させていただきますのでお声がけください。

それでは、ここからの進行につきましては、宮原会長にお願いしたいと存じます。

なお、会議の議事録を作成いたしますので、お手数ではございますが、皆様ご発言の際はマイクをお使いいただきますようお願いいたします。

それでは宮原会長お願いいたします。

6 議事

○宮原会長

これからこの推進会議の会長であります私が、この会議の議長を務めさせていただきます。

まず、最初に、会議の公開、非公開ですが、非公開にする理由がありませんので、この会議は公開としてよろしいでしょうか。

ー異議なしー

○宮原会長

それでは、公開とさせていただきます。続きまして、会議録でございますが、会議録署名委員を指名させていただき、事務局で作成したものを私と署名委員とで確認を行いまして、会議録としたいと考えております。

署名委員につきましては、前回の会議において、名簿のあいうえお順に願いますというので、ご了解をいただいているところでございます。

前回は、大久保妙委員にお願いいたしました。大久保委員は退職によりまして本日の名簿から除いておりますが、順番により今回は境田副会長にお願いしたいと存じますがいかがでしょうか。

○境田副会長

はい。よろしく願います。

○宮原会長

それでは、さっそく議事に入らせていただきます。

なお、本日は、事前に委員の皆様からご意見、ご質問を頂戴しております。

皆様からのご意見、ご質問につきましては、本日の議事に対する事務局の説明の後にご紹介させていただきたいと存じます。

まず、議事(1)の「今後の仙台市安全安心街づくり推進会議の進め方について」事務局から説明をお願いいたします。

○小林市民生活課長

今回は年度初めの開催になりますので、今年度の推進会議の審議事項と開催のスケジュールにつきましてご説明させていただきます。

お手元の「(資料1) 今後の仙台市安全安心街づくり推進会議の進め方について」をご覧ください。

まず、推進会議においてご審議いただきたい事項についてです。例年、仙台市安全安心街づくり基本計画の進捗管理といたしまして、計画に基づく年度毎の事業実施状況などについてご報告しておりましたが、今年度もこれまで同様ご審議をいただきたいと考えております。

また、この推進会議では、安全安心街づくりにつきまして検討が必要な事項を話し合うことと定めておりますが、今年度のトピックスとして、「仙台市暴力団排除条例の制定について」と「今後の空き家対策」についてもご審議いただきたいと考えております。

なお、空き家対策につきましては、昨年度になりますが、3月に「空き家フォーラム」を開催いたしまして、宮原会長のコーディネートのもと空き家の適正管理に向けた取り組みについてパネルディスカッションを行ったところでございます。

今年度は、このフォーラムの議論なども踏まえながら継続して課題の整理などを行っていければと考えておりますので、皆様からもたくさんご意見を頂戴したいと思います。

次に、「今後の推進会議の開催について」でございますが、本日の推進会議では「(仮称) 仙台市暴力団排除条例の制定について」、次の第2回会議では、7月末から8月上旬頃に開催を予定しておりますが、「空き家対策など」について、第3回会議は、9月頃に開催を予定しておりますが、「前年度の基本計画の取り組み状況など」についてご審議いただきたいと考えております。

資料1についての説明は以上です。

○宮原会長

ありがとうございました。ただ今、事務局から推進会議において今後審議をしていく事項、そして今後の推進会議の開催についての説明をいただきましたが、この説明内容につきまして、委員の方々からご質問、ご意見などがございましたらいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○沼田委員

ただ今、日程についてご説明いただきましたが、第3回推進会議において予定している平成24年度の基本計画取り組みについて、24年度に特別な意味はあるのでしょうか。

○小林市民生活課長

仙台市安全安心街づくり基本計画は、平成23年度から平成27年度までの計画期間となっており、毎年度、前年度に計画に基づき実施した事業について、この推進会議にご報告し、実際の取り組み状況などについて委員の皆様からご意見をいただき、次年度の計画の実施に活かしております。今年も同様に前年度の事業についてご意見をいただきたいと考えているものでございます。

○沼田委員

ありがとうございました。

○宮原会長

ほかにご質問、ご意見ございませんでしょうか。

それでは、「(資料1) 今後の仙台市安全安心街づくり推進会議の進め方について」については、このような形で進めさせていただきたいと存じます。

次に議事(2)の「『(仮称) 仙台市暴力団排除条例』の素案について」事務局から説明をお願いします。

○小林市民生活課長

それでは、「(仮称) 仙台市暴力団排除条例」の素案につきまして、資料2から資料4に基づきご説明申し上げます。

「(資料2) 「(仮称) 仙台市暴力団排除条例」の制定について」をご覧ください。

まず、条例制定の背景からご説明いたします。

全国的な動向として平成4年に暴力団対策法が施行され、暴力団に対する警察の取締りが行われるようになりました。しかしながら、その取締りを避けるため暴力団の潜在化が進行し、暴力団は市民生活に紛れ込んで不安と脅威を与え続け資金獲得活動などを行うようになっていきます。

暴力団を排除し、安全で平穏な市民生活を送るために社会全体で暴力団を弱体化させようと、全国で県レベルの暴力団排除条例が制定されるようになりました。

平成23年10月までに、47都道府県の全てで暴力団排除条例が施行されたところでございます。

では、宮城県内の暴力団情勢はどのようなものかといいますと、宮城県警では、県内の暴力団構成員などは約1,400人で、仙台市には500人以上が住んでいます。最近は、その数は減少傾向にあるものの、東日本大震災に伴う復旧工事において、数次下請けとなった不良建設業者が関係する事件が発生するなど、組織の看板をはずした暴力団関係者の関与が懸念されているところです。

宮城県では、平成 23 年 4 月に暴力団排除条例を施行し、暴力団の資金源遮断のため、県が発注する公共工事などからの暴力団排除を規定するとともに、事業者に対しては、暴力団の威力を利用することなどを禁止しています。そして違反者等に対しては、勧告や公表などの措置を定めているところでございます。

では、次の 2 ページをご覧ください。

政令市の状況はどうかといいますと、全国にある 20 の政令市のうち、すでに 19 市で本年の 4 月までに暴力団排除条例を施行しているという状況になっており、残るは本市のみという状況になっています。

それでは、これまで本市でどのように暴力団排除の取り組みを進めてきたのかということと、あわせて、条例の必要性についてはどう考えるのかについてご説明いたします。

資料にございますとおり、本市においては、平成 20 年 9 月、立町小学校の近くにあった指定暴力団組事務所が、勇気をもって立ち上がった住民による追放運動の結果立ち退きをするにいたったという実績がございます。

あわせて、本市の行政部門におきましても、平成 19 年改正の「市営住宅条例」により、まず、暴力団関係者の市営住宅への入居を排除しようという動き、平成 22 年施行の「公の施設の使用等を制限する条例」に基づく暴力団の排除、平成 20 年からは、公共工事等への入札・契約から暴力団を排除するための要綱などの実施をいたしまして、これまでさまざまな実効性の高い取り組みを進めてまいったところでございます。また、宮城県の暴力団排除条例の制定後は、宮城県警とともに対策を講じてきたところです。

しかしながら、東日本大震災後は、潜在化した暴力団関係者が、復興事業に不当に介入し、資金獲得をもくろむおそれがあるため、暴力団排除の徹底を図る必要性が高まっています。

このような、震災後の状況、また、市議会からも条例制定を急ぐようにとのお話もございましたことから、それらを踏まえまして、全国的な暴力団排除の動向の中、「仙台市としても暴力団排除を宣言する必要がある」「震災後、特に、暴力団排除に県内一丸となって取り組む必要がある」「県条例が及ばない本市の事務事業などについては補完する必要がある」と考えまして、強い決意のもと、市・市民・事業者が一丸となって、暴力団排除に取り組む姿勢を明確にするとともに、市民の平穏な生活や社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的といたしまして、「(仮称) 仙台市暴力団排除条例」を制定することとしたものでございます。

条例制定後は、市民や事業者の皆様にも、暴力団に対して具体的にどのように対応したらよいのかなどについて、この条例の概要や具体的な相談窓口などを紹介するパンフレットを作成し、市民の皆様などに周知してまいりたいと考えているところでございます。

次ページをご覧ください。

「(仮称) 仙台市暴力団排除条例」の主な項目につきましてご説明をいたします。

まず、本市条例の特色といたしまして、これまでの暴力団の排除活動や震災後の状況変化などにつきまして、条例の前文として規定したいと考えているところでござ

ざいます。

ここで、「(資料3)「(仮称) 仙台市暴力団排除条例」に盛り込むべき事項について」をご覧ください。

具体的には、前文の内容としては、現在のところ、このような内容で条例案に盛り込みたいと考えております。

この前文につきましては、条例制定の由来や、目的を明らかににして、条例の目指す内容を宣言すること、また、条例制定にあたっての強い決意を表明することができると考えております。なお、「仙台市安全安心街づくり条例」におきましても、前文を盛り込んでいるところでございます。

続きまして、「(2) 目的」については、「市民の安全で平穏な生活を確保するとともに、仙台市における社会経済活動の健全な発展に寄与する」ことを目的としたいと考えているところでございます。

次に、「(3) 基本理念」については、「暴力団を恐れないこと」、「暴力団に対して資金を提供しないこと」、「暴力団を利用しないこと」といういわゆる暴力団の「三不運動」を規定いたしまして、宮城県、市、市民、事業者の相互連携のもとに推進していくことを規定したいと考えています。

次に、仙台市、市民、事業者のそれぞれの責務について規定をいたします。まず、「仙台市の責務」といたしまして、基本理念にのっとり、県暴力追放運動推進センターなど関係団体と連携を図りながら、暴力団排除の施策を総合的に推進いたします。次に「市民・事業者の責務」といたしましては、その共通する内容といたしまして、まず、「暴力団排除に自主的に取り組む」こと、「市の施策への協力や情報提供に努めること」としています。また、「事業者の責務」といたしましては、その行う事業に関して暴力団を利することとならないよう努めることとするとしております。

次に、仙台市が暴力団排除を推進するための取り組みでございまして、この取り組みの基本的な内容といたしまして、まず、公共工事やその他の事務事業に対する措置を盛り込むということとしております。これにつきましては、現在も要綱に定めて暴力団の排除を実施しておりますが、県の条例は県が行う公共工事や事務事業について定めており、仙台市が行う公共工事や事務事業には及ばないものであるため、これを補完するため、仙台市の条例でも定めるとしているものでございます。

次に、「公の施設の使用等の制限」についても規定いたします。これは、既に平成 22 年度に制定した「仙台市暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例」の規定をそのまま、この暴力団排除条例に盛り込みまして、現在実施している条例を廃止する内容になっています。

次に「暴力団排除活動に対する支援」についても規定いたします。この支援は、具体的には、暴力団排除に関する相談窓口をご案内したり、不当要求防止責任者講習などを紹介したりすること、また、暴力団などから危害を与えられるおそれがある時には、宮城県警と連携いたしまして、安全確保に配慮するというような支援を行うものでございます。

また、仙台市は啓発活動を行っていくこと、宮城県、国、他の地方公共団体との連携、協力を行うことについても条例に規定することといたします。

続きまして、「(資料4)「(仮称) 仙台市暴力団排除条例」と宮城県暴力団排除条例との比較表」をご覧ください。これは、本市の条例と県の条例の比較表になっております。

基本理念、市又は県の責務、市の取り組み、県の取り組みとして定める項目の内容、また、市民及び事業者の責務として規定している努力義務の内容については、ほぼ同様の規定内容となっております。異なるところといたしましては、事業者の責務についての義務規定として、「しなければならない」、「してはならない」といった禁止規定につきましては、県の条例でのみ規定している点になります。

県の条例では、事業者はこれらの義務規定に違反した場合は、勧告や公表などの措置がとられることとなります。

本市で事業活動を行っている事業者については、県の条例が既に適用されているため、市の条例では規定しないものでございます。また、暴力団員に対する禁止規定も同様に市の条例では規定しないこととするものでございます。

再度、(資料2)の3ページをご覧ください。「4. 今後のスケジュール」でございます。本日の推進会議の後、仙台市防犯協会連合会、そして仙台市暴力団追放対策協議会などの関係団体の皆様へも条例内容についてご説明し、ご意見を頂戴し、条例案を固めてまいりたいと考えております。それらを、6月開会の仙台市議会の第2回定例会に条例案として提案し、条例の施行日は7月1日としたいと考えているところでございます。

以上で資料2から資料4までの説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○宮原会長

ありがとうございます。

ご審議いただく前に、議事2については、松沢委員が当時立町学区での暴力団追放住民の会の副会長であられて、立町小学校のPTA会長でもいらしたということで、当時の経緯について、少し説明をお願いしますでしょうか。

○松沢委員

立町小学校の置かれている環境というのは、皆さんご存知のように学区の中に仙台一の繁華街国分町を抱えております。そのため昔から非常に危険な地帯であるという認識を地域の皆さんはもっていました。それがゆえに地域の皆さんの結束が非常に強い町であるという背景がございます。

この暴力団事務所の問題の前にも、ピンクチラシの問題がございました。電話ボックスなどいたるところにピンクチラシが置かれまして、小学生達はそれをカルタがわりに絵合わせゲームに使っていたというようなこともございました。

そういうことで、小学校はじめ防犯関係者は週に1回ピンクチラシの駆除作戦という形で学区内を全部きれいに掃除していたということがございます。週1回の活動のためかなりの回数になります。

そういうことがあり、行政にもお願いして条例ができ、今はもう全くなくなって

おります。全くなくなった理由は、条例を作るだけでなく罰則規定があるということ、違反したものは逮捕されるということで業者も迂闊にそのような行為はできないということで全くなくなった状況に至ったというものでございます。

そのような背景をご理解いただき、今回の暴力団事務所の立ち退き問題について説明させていただきます。

当時驚いたのはPTA会長になって、警察から学区内に19の暴力団事務所があるといわれたことです。立町学区だけでなく、木町通学区にはもっと多くの暴力団事務所がありました。そのようなことで、ある日突然、学校の近くに暴力団事務所ができてしまった訳です。そこは、以前お寿司屋さんのビルだったわけですが、売買の過程で第三者を介した際に、その第三者が暴力団関係者だったということで、その売買が問題であるということで、そこを解決糸口につつつくということでした。

住民の会を立ち上げたのは、平成20年10月でございました。それには暴力団事務所撤去並びに解散要求決議という決議文を作りまして、立町学区17町内会が結束を固めてパレードをして決議文を暴力団事務所のポストに入れました。

それから、約500名の原告団を構成しまして訴訟に踏み切ったということがございます。約9回の公判を経て平成22年5月21日に和解になりました。その年の11月末日をもって事務所を撤去するという和解内容でございました。

我々が非常に危惧したのは、その当時できた暴力団の事務所が山口組の弘道会東海組という事務所で、弘道会というのは非常に武闘派で組長の司忍を出した組だったということです。その辺の暴力団とは違う折り紙つきの暴力団ということで子供たちになにかあったら大変だということで住民が結束したということでございます。その中心的な役割を果たしていただいたのが、県の暴追センターということで。非常に力になっていただきました。この住民の会の活動も暴追センターの指導のもとに構成されて行われたということでございます。警察は本気で対策にあたりました。

○宮原会長

ありがとうございます。大変なご苦労があったと思います。県警、地域ぐるみで結束、連携し一つの大きな目的を乗り越えたということであったと思います。

皆様からご意見をいただく前に、山口委員より事前にご意見をいただいておりますので、私からご紹介させていただき、その後に皆様からご意見いただきたいと思っております。

山口哲男委員

「暴力団追放」については、今までも警察を中心に進めてきたこと、そしてその尽力により一定の成果を得ていることは評価したい。

しかし、このところの現状を聞くにつけ、彼らの巧妙な、法をくぐりぬける手法は一般の事業の様な顔をして存在したり、地下に潜んでいるなど不安はまだまだではないでしょうか。

暴力団追放を強く打出した九州の例もあるとおり、積極的に参加する個人や企業へ力をもって脅威を与え、不安にさせる動きがあるなど、追い込まれた時の怖さは運動推進の不安材料でもあります。

万全を期して、市民全体の運動になる様にその体制を上からではなく、広く市民から沸き上がる運動に育てていく作戦が必要であると思います。市民全体の「本気」が最も大切。

また、SNSの普及にともなう新たな手法や「詐欺」行為の横行、「性」に関する被害の拡大等、年少者もまき込まれてしまったり、高齢者が生活の希望を失うなど許し難いものが広がっています。根絶は大変でも立ち向うべき時と考えます。

今、街の中は危険と隣りあわせです。街角の客引きの存在や、あやしげな店舗があたり前の様に存在する等、考えることは身近なところにも存在しています。

というご意見を事前にいただきました。それでは、これから委員の皆様から本日の議事の2番目「(仮称)仙台市暴力団排除条例」の素案についてご意見をいただきたいと思います。どなたからでも結構ですので、お手を上げてお願いします。

この資料3の1ページ目にあります、この排除条例に盛り込むべき事項についてということで、前文、目的、基本理念、仙台市・市民・事業者の責務ということが記載されております。

私はこの目的というのは、社会が少子高齢化やソーシャルネットワークサービスなど情報が瞬時に広がってしまう状況にあって、人と人とのつながりが希薄になりがちで人の温もりを感じなくなってくる社会であるなど色々なことが背景にあると考えています。

本当に安全で安心して暮らしていける環境というのは、地域がお互いを見守り連携しながら自分たちで居心地のよい生活環境をいかに作るかということになると思います。そういう意味でも目的にあるような、「市民の安全で平穏な生活を確保するとともに」という部分については、暴力というものが暴力団に対するものだけでなく、本当は様々な暴力というものが社会の中で見過ごされてしまうことを防いでいかなければならないというふうに思います。

今日の議論は、暴力団排除条例に関するものですが、基本理念についても私自身が大事だと思うところは、「県、市、市民及び事業者の相互の連携及び協力の下に」という部分です。この相互の連携及び協力という体制が備わっていかなければ、この基本理念も見過ごされてしまう機会も多くなるのではないかと思います。

こういった排除条例に盛り込むべき事項についてなどについて、今日は皆様からご意見をいただきたいと考えております。

○渋谷委員

いろんな意味で社会が発展してきて、良い事もたくさんあるわけですが、この暴力団の存在というものは、昔から社会の中でその対策に一生懸命取り組まなければならないことであり、潜在的になっけていても、災害と同じように忘れたころに大変な暴力的事件としてあらわれてくる恐ろしいことの一つだとも思っています。

被害を受けるのは弱者であり、特に子どもたちなどです。例えば少女が標的にされ被害者となったり、弱者としては、高齢者も金銭を奪われてしまうことがある。

市民が一丸になって取り組まなければならない時に、私たち一般市民が武器にできるのは情報だと思います。情報をいつも得られるようにすることが大事だと思

ます。その情報はパンフレットだけでなく、日常的な口コミや、例えば学校については、先生と親御さんとの口頭での連携や子供たちの見守り行動などで、子供たちが日常的にどのような危険にさらされているかをつかむことも大事です。

小学校だけでなく、中学校、高校についてもそのような情報をいかに把握するかを考えていかなければならないと思います。

○宮原会長

はい、ありがとうございます。大変重要なキーワードをいただきました。いかに情報を得ていくのかということは重要で、情報がなければ対策をとれないということになると思います。

ほかにご意見はございますでしょうか。

○水澤委員

市のほうに質問ですが、既に条例を制定している他の政令市における、実施状況や問題点などについての情報はありますでしょうか。

○小林市民生活課長

政令市の条例でございますが、政令市においても先ほど仙台市の条例に盛り込みたいという基本的な部分、具体的には、市民及び事業者の責務や公共事業からの排除の措置、公の施設に係る措置、市民及び事業者に対する支援、啓発活動といった部分については、ほぼ共通して盛り込んでいるところでございます。

ただ、他の政令市におきましては、罰則を定めているところが4市あり、その罰則においては、暴力団排除の特別強化地域というものを定めまして、その地域での違反行為に対する罰則を設けるなど、政令市において規定の差はございます。そういった地域については、暴力団の活動が活発化しているというような背景を踏まえて規定の中に盛り込んでいるものととらえています。その他、青少年に対する教育や祭礼などにおける措置というものを特徴的に盛り込んでいる都市があるということも把握しております。

条例施行後の課題につきましては、特に暴力団内の抗争が活発化している九州地方などでは、実際に排除活動に取り組んでいる事業者に対しても暴力団からの報復措置のようなことが行われていると伺っております。そういったところについては、暴力団対策法が改正され、暴力団の指定の制度が見直され、実際に排除活動にあたった市民や事業者に対しての警察官による身辺警護などの保護についても強化策が取られていると聞いていますので条例だけでなく法律との連携も必要と考えています。

また、政令市では警察組織をもっている訳ではございませんので、これまで以上に警察との連携を図りながら対策を進めていく必要があると考えているところでございます。

○宮原会長

はい、ありがとうございました。水澤委員いかがですか。

○水澤委員

わかりました。ありがとうございます。あと一点、市民からの情報提供について、情報提供したことによって不利益をこうむらないための裏づけがないと、情報提供

しづらい部分もあるかと思しますので、そこに対する工夫があるとよいと思しました。以上です。

○宮原会長

はい、ありがとうございます。不利益をこうむるようなことが事例で存在してしまうと、躊躇してしまうということになりかねないので、当然、情報提供しても不利益をこうむらないというような仕組みをきちんとわかりやすく説明していくことが、今回の暴力団排除条例制定に関して必要だと思います。

○渋谷委員

不利益をこうむったときに誰にいったらいいのか、家族全員を完璧に守ってもらうためにどうしたらよいのかという情報が特に必要な情報だと思いますので、是非、力を入れて整えてもらいたいと思います。

○宮原会長

ありがとうございます。

○山口委員

今、暴力団の動きとして、お金の動くところに自分たちの地盤を敷いて活動しているケースが非常に多くなってきております。結局、資金源がないと成り立たないため、暴力団がお金をめぐって不利益をこうむった場合になにもしないかというところが、商工業者側が非常に不安を感じる部分だと思います。九州のほうの事例でもピストルを撃ち込まれたという事例や、それ以外にもたくさんあったのではないかと思います。

不利益になってもいいと申し出る人は、よほど固い決意と強い何かがあればできないことだと思います。それを安心してできるように地域での雰囲気づくりや理解される環境をつくっていかないと業者と警察だけで守る、守られるという関係を作っていくのは少々無理なような気がいたします。

現実には、市民運動として、そういったことを許さない、又はそういったことで不利益をこうむった業者に対しては、市民の皆さんから私たちがついてるから、ちゃんとカバーしてあげるから心配しなくていいというように応援してくれるような下地をつくっていかないと、条例に書いた文言だけで安心できる人はたぶんいないと思います。その辺については、よほどの配慮と大きな力としての市民運動が必要になります。

また、震災でも暴力団が介在して、従事している人たちの給料が途中から搾取されてしまっている事実や、それでも人手が足りなくて街の復興がなかなか進まないということを見たときに、本当はわかっているのに黙認している、または、そうせざるをえない状況というものがまかりとおってしまうとすべてが台無しになってしまう。公の力でできることもかなりあると思いますのでしっかり対応していただきたいと思います。

もう一つは、暴力団も家族をもっております。暴力団をただ排除すればいいということだけでなく、子供たちなど家族への配慮も一方で考えていかないといけません。

暴力団のお子さんが暴力団になるということはありませんので、暴力団が虐げ

られたため、子供たちが暴力団の道に進まざるをえないということはあってはいけないことですので、そこへの配慮も是非きちんとしていただきたいと思います。

かつて仙台は、全国でも有名なピンクチラシ地帯でした。PTA活動としてピンクチラシ排除の活動を一生懸命やってきたときに、剥していたら誰かに刺されるかもしれないという話がありました。そういう決死の覚悟でやっていく市民がでてくるようではだめだと思います。ただ、皆さんが必死にならなければこういった風潮は、皆さんの中に共通認識として生まれてこないのです。条例だけで済ませるのではなく、きちんとサポートして、暴力団が一般市民に何もできないという思いを持たせるということが必要だと思いますので、その辺も配慮いただいた上での条例施行をお願いいたします。

○宮原会長

ありがとうございます。ピンクチラシの例にもありましたが、具体的に市民が結束連携し、必死になってなくそうと努力する動きを見せていくということも大切だと思います。

○沼田委員

以前、五橋のPTAをやっていた時に、荒町に暴力団のご家庭があり、自宅の地下にプールがあるということで、地域のお子さんの遊び場として迎え入れてくれて、周りのお子さんたちがずいぶん遊びに行くようになりました。そういう関係で、保護者の方も学校の役員を務めたり、地域の祭りにも協力していただくなど、協力的な姿勢をみせていました。

その後、中学校が荒れた時期があって、その方のご自宅が、荒れたお子さんたちの収容箇所となり、その子供たちが家に帰らない状況になり、学校の中でも先生に対して悪さをしたりするようになったため、PTAを代表してその方の自宅に伺いました。

それは、PTAの他の保護者から、荒れた子供たちのグループが学校の窓ガラスを割っても学校では何もいわない、自分の子供が割ったら弁償しろといわれるのはおかしいのではないかという声があったため、そのことを話にいきましました。

そういう不満がPTAの中からでていたけれども、お宅ではきちんと払ってくれるのかというお話をしたら、そういうことであればお支払いします。ただし、本当にうちの子供が悪いのならばお支払いしますけれどもという回答でした。その後、PTA役員の方も連れて何度かその家庭に入ったのですが、結局、暴力団の本人が逮捕されてしまったということがありました。

このように、本来悪意をもっていたかどうかはわかりませんが、地域に溶け込もうとする過程の中で色々な問題につながっていったという事例があります。

先ほどの山口委員の話にもあったように、暴力団にも家庭や家族があり、その子供たちへの対応をどのように考えていくのかは非常に難しいところだと思います。

暴力団と認定されたものに対しては、法令や条例で対応できますが、一般市民の中に入るその家族にはどういふふうに対応していったらいいのか、怖いから話をしないとか疎外するというのは良い方法ではないと思います。人として対等に付き合っていけばよいのですが、怖いという思いから、相手を悪いものだという先入観で

みてしまうことは問題があると思います。

子供に対して、どんなことがあっても自分はあなたを守るから一生懸命努力しなさいとか、背を向けずに前を向いて対応しなさいというような子供を育てるために必要なことをきちんと伝えていけば、子供もそういうものに対して恐れず逃げずに対応できる力をつけてくると思います。残念ながら今はそういった子育てができていないという状況で色々な問題につながっていると思います。

○宮原委員

貴重なご意見ありがとうございました。菅原委員いかがでしょうか。

○菅原委員

情報収集については、学校としても、子供たちに適切な対応ができるよう、また、子供たちに色々なことを指導する際に非常に重要なことだと考えています。各区で学校と警察が連携する学警連という組織もあり、そういったところの情報も得ながら、子供たちにこの地域にはこういった場所があるので気をつけるようにということを伝えています。また、学校としては、例えば、薬物乱用教室や最近のインターネットでの出会い系サイトも含め犯罪の怖さを指導するようにしています。そういった情報をいかにつかんで子供たちに提供して、最終的に自分の命は自分で守っていくということを教えていく必要性を感じています。

また、地域によって状況は異なるのですが、卒業生が暴力団と関与しており、その卒業生が学校に来たり、あるいは放課後の時間に集まって在校生を暴力団の道に誘っていくということもあるので、卒業後も卒業生と連携を図って色々なアドバイスや指導を行っている状況です。

○宮原会長

ありがとうございました。一言で市民に対してといっても、高齢者もいっしょやれば、これからの時代を担う子供たちの存在もあり、そういった中で社会はどう連携しながら地域での暮らしを守っていくのかを大人が家庭の場でも学校の場でも、地域社会の中でも見せていかなければならないと思います。今、視点は子供に向けてご意見をいただきましたが、その関連でPTAの吉田委員、何かご意見いただけますか。

○吉田委員

正直なところ、母親として暴力団といわれてもピンときません。実際に被害にあわれた方は暴力団の排除ということをお求めと思うのですが、幸い私が住んでいる環境の中ではそういったお話を伺ったことはないですし、学校側やPTAとしても地域の中で仙台南署や交番のお巡りさんとは子供たちの健全育成といった部分での連携を図っていることが多いので、暴力団といわれても正直何を申し上げていいのかわからないところです。おそらくそういった方が多いと思います。まずは一人ひとりに意識をつけていくということから始める必要があるのではないかと思います。

○宮原会長

ありがとうございます。山本委員いかがですか。

○山本委員

今日の課題は暴力団ということで、視点を一本にしなければならないということ
で発言が難しいのですが、私のところには、暴力団がこうしたということではなく
宮城県でこういう被害があったというような情報が入ってきます。地域でも暴力団
という話ではなく、テレビから入ってくる振り込め詐欺などの被害があったという
ような話に対して気をつけましょうというようなことをお話しています。

○宮原会長

ありがとうございます。佐藤委員いかがでしょうか。

○佐藤委員

警察の立場としては、事務局よりの考え方ですが、仙台市は一極集中しており、
利益も多くあり、そこに暴力団が入り込むというところがあります。

今回の条例については、事務局のほうで、県警の暴力団対策課とも綿密に打ち合
わせして検討したと伺っています。

先ほど事務局から説明があったとおり、条例案には罰則などはなく、理念の条例
ですが、これで気運を高め、認識をみんなでも共有してもらわないとまず始まらない
ということでこの条例が施行されればと考えています。

情報については、県警でも女性や子供の脅威事案に関するものや振り込め詐欺に
関する注意喚起のメールの配信も行っています。暴力団と認定できる情報の配信は
難しいところではありますが、全般的な犯罪についての情報提供は行えると思います。

相談先について、市や県の行政機関もあるのですが、第一には警察に相談してい
ただきたいと思います。そのために交番や警察も 24 時間で開いています。女性の
被害者や相談者が女性の警察官を希望すれば女性の警察官も 24 時間待機していま
す。事件にならなくても色々な相談事を気軽にさせていただければと思います。

条例に基づいて気運を高めてもらい、様々な場面で協力いただくこともでてくる
と思いますので、警察としてはこの条例の施行を強く希望しております。

○宮原会長

松沢委員に、先ほどのお話以外にこの条例施行に向けて動いていくという中での
コメントをいただけますでしょうか。

○松沢委員

立町の住民の会を立ち上げた時に、仙台市も市民局長が副会長に就任するなど関
わりを持っていました。ただ、その当時、市としては他人事のような感じに私は受
け取れました。

そういうこともあり、今、こういう状況になり条例制定といっているのが、本気
でやっているのか疑問があるのが正直なところです。この会も 1 回や 2 回で成果が
ある会なのかということも疑問で、ほとんど事務局のお膳立てのもとでやってい
るわけです。その辺の市の本気度が知りたいです。

○宮原会長

ありがとうございます。それでは事務局の方から市の本気度ということをお伺い
いたします。

○加藤地域政策部長

市の本気度ということで、我々としては答えなければならない質問であると思っ

ています。市としての態度を明らかにすることが、まず、条例制定の目的であるということをおまほ事務局の市民生活課長よりご説明させていただきました。

私どもは、これを市民の代表者の方が集まる議会での同意を経て条例化することで、市民の皆様へ施策を一緒に進めていただきたいという思いを込めて条例を提案するということとなります。

先ほど、市の当時のお話をいただきましたが、今日ご紹介のあつたいくつかの事例のように、これまで取り組んできて実績もあがっていることが、今日の仙台市につながっているということがあります。このような動きを市としても応援し、そして一緒にやっていくということです。市としてはこれまで応援という形だったかもしれませんが、今回、市としても一緒に取り組んでいかなければならない課題として提案していくということで、本気度があるかと問われれば、私どもは本気でございまして申し上げるところでございます。

○宮原会長

ありがとうございます。松沢委員にしてみますと、まだ手ごたえのある感じは見られないと思われるかもしれませんが、市は本気だということですので、今後、警察との連携、市民との連携の中で実のある形になっていくと思います。

ほかにご意見ありますでしょうか。

○渋谷委員

この仙台市の条例の中で、復興に関して、暴力団の介入や潜在的な関わりが懸念され、実際にそういったことも起きているという風へ書かれていると思います。そういったことはこの条例の中でどのような位置づけで盛り込まれていくことになるのですか。

○小林市民生活課長

具体的には、復興事業というのは多額のお金が動くということで、そういったところに暴力団の関係者が入り込んでいって資金源としたいという狙いがあると思います。仙台市としては、これまで入札や契約については、仙台市の要綱という市の内部の規定でしか盛り込んでいませんでした。実際には入札などの制度の運用を通して暴力団の排除を行っていましたが、改めてその事項につきましても、条例に定めるということできっちりとした根拠のもとに対策を進めていきたいということでございます。

○山口委員

暴力団が色々な介在をしているという状況というのは正直見えないし、ほとんどわからないものです。もともと出しているお金と、実際に就業している人達へ渡っていく金額との差は非常に大きいです。これは全て暴力団が持っていつているものではなく、孫請けやひ孫請けということもありますが、そこに暴力団が介在せざるを得ない状況や暴力団が介在しないと人手が集まらないという状況が確かにあると思います。

入札でとれたものなので大丈夫ということではなく、そこに人が動くときに暴力団が介在せざるを得ないという状況がどうしても残るのだろうと思います。そういったことに対しては罰則がなければこれは難しいと思います。

例えば契約した金額の何倍も罰則としてとりますということであれば動かないということがあると思います。やはり強い罰則を設けなければ掛け声で終わってしまう可能性があると思います。

○宮原会長

山口委員のお話にもありましたが、暴力団の動きは見えづらいということがあります。当然ながら見える形では動かないものですからわからないことが多分にあると思います。理念だけでは押し通しきれない場合、やはり罰則というものが必要ではないかと私も個人的に思います。他にご意見なければ副会長お願いします。

○境田副会長

私は兵庫県の芦屋市というところで育って、すぐ隣が神戸市でした。神戸は港町ですので暴力団はいっぱいいました。子供心にも繁華街を歩けば一見して暴力団とわかる人を多く目にしていました。当時、子供ですからよくわかりませんが、神戸の街では暴力団と市民との間にそれなりの秩序があり住み分けができていたように思います。全く暴力団のいない神戸市内でも、暴力団の多い港町でもそうだったと思います。

その中で神戸の市民の人はどういうふうに住んでいたのかと、何十年も前のことです。暴力団排除条例もなかったでしょうし、ただ、今でもニュースになるような事件はあったのだと思います。

その時の警察の方は強いですね。兵庫県警の刑事の方は一見すると暴力団の人に見えるくらい強いのです。これは警察の本気だと私は当時思いました。こういう恐い刑事さんが対応しているのだと思いました。だからといって市民の前で道を歩いている暴力団の人に対して何かをするということはもちろんありませんし、暴力団の人もお巡りさんがすれ違っても知らん顔をしていました。

先ほどの山口委員のお話にもありましたが、なかなか暴力団だからというくくりで完全に仙台市から皆さん出てくださいというような状況ができればいいのですが、その中でどうやってうまく折り合いをつけるのが難しいと思いました。

松沢委員がおっしゃいましたように、本気度というところでは、ピンクチラシでも効果があったというお話もありましたので、これに関しての罰則規定は必要だと思いました。

また、子供たちを守るということですが、将来的に暴力団人口を増加させないためには、子供の頃からしっかり、そういう道に子供が進まないような教育をしていく必要があると思います。宮原会長のお話のように、安全安心街づくりに関して子供をしっかり育てるということが全てに共通して出てきていると今日思いました。

仙台市の土壌を考えると、吉田委員がおっしゃったように暴力団といわれてもピンとこない人のほうが多いのだと思います。神戸市のような強く生きていくという人たちのいる土壌がない仙台で条例が活きるように、条例+人というような施策が重要になってくると思いました。

○宮原会長

他にご意見等ありますでしょうか。渋谷委員どうぞ。

○渋谷委員

やはり地域によっては、まるで暴力団とは関係ないように思える地域が仙台市内にはたくさんあると思います。そういうときに忘れてはいけないのが、インターネットなどを通じて被害が実際に起きているという世の中の出来事だと思います。自分たちに無関係のように思えても、被害者になりうるということを社会として認識し自覚していかなければならないと思います。ただ平和なときは、忘れがちなので、啓蒙する側は、学ぼうとする側に対して、具体的な話を聴く会などに参加して、勉強して知識を増やしていくべきだというようなことも是非条例に盛り込んでいただきたいと思います。

○宮原会長

大変貴重なご意見だと思います。勉強して知識を得ていくということは、何が社会の抱えている課題で、それに対して私たちがどう先手を打っていくのかが重要だと思います。

日々、文化・文明・技術が進歩していく中で、ものすごい速さで社会環境が変化していることを踏まえれば、具体的な話を聴く会を催さないと、課題をしっかりとらえることが追いついていかないだろうということを渋谷委員もおっしゃったのだと思います。沼田委員どうぞ。

○沼田委員

暴力団の情報を共有するというような意見が出ていたかと思いますが、情報というのは、必ずしも相対するものに対する情報収集ではなくて、今現在、自分が生活している地域であり、もっと身近な家庭や家族の情報をきちんと共有できる環境をつくっておけば、いろんな問題が起きても、うちの子がおかしいとか、うち家族の中がおかしいとか、あるいは地域がおかしいということですぐに反応することができると思います。そういう地域の変化というものがわかり、周りの力でその人をサポートすることができれば未然に防ぐことや、あるいは最小限の被害にとどめることが可能だと思います。

そういうことのほうが、市のほうもやりやすいでしょうし、何かしたら罰則だということでは、ますます巧妙な方法を講じさせることにもなりかねないので、私たちができることを一生懸命やることによって暴力団が入り込めない環境を作っていくことを重点的に進めていただきたいと思います。

○宮原会長

ありがとうございました。今、沼田委員もおっしゃられたように、この方法だからとか、何か一つの情報が入ってくればそれで全て解決するということは当然ありえませんし、そのことへの対応についても、自分たちを取り巻く環境について情報をとらえ、そこでサポートし合うという、まさに、安全安心街づくりの原点である、いかにコミュニティをきちんと居心地よく作っていくかということにも続くことだと思いました。

今日、皆様から貴重なご意見をいただいた中で、特に、資料3に記載されている、目的、基本理念、この辺のところについて、暴力団排除というキーワードはできますが、もっと重要なのは、「市民の安全で平穏な」とか「県、市、市民及び事業

者の相互の連携及び協力」といった部分を本気できちんとやっていく、そしてどこにどうアクセスすれば、いつでも見守られ具体的な動きにつながっていくのかわかるようになればよいというご意見もありましたし、いろいろな活動をしていく上でも、不利益につながっていかないようにすることや、情報や状況を正しく認識していくことが重要なのだと思いました。皆様からのご意見もそのようなことに集約できると思いました。

以上で、本日いただいたご意見をこの推進会議として、今後の条例制定に向け、また、仙台市として本気でいろいろな活動を展開されることに対しての一つの提言としたいと思います。この意見というものが、今後、十分活かされるということを私たちも願っていきたいと思います。

それでは、私の議長役はこれで解かせていただきたいと思います。議事進行にご協力いただきありがとうございました。

7 閉会

○竹森市民生活係長

続きまして、事務局から今後の日程について簡単にご説明させていただきます。

議事(1)においても、ご説明させていただきましたが、今年度は3回の推進会議開催を予定しております。開催内容や開催日等につきましては、事務局から改めてご案内させていただきますので、引き続き皆様のご協力をお願いしたいと思います。

それでは時間になりましたので、本日の推進会議を終了させていただきます。長時間に渡りご審議いただき誠にありがとうございました。

以上

平成25年5月13日

仙台市安全安心街づくり推進会議

会 長

署名委員